

令和6年9月26日

令和6年9月能登豪雨に関する「電話相談窓口」の設置について

この度の令和6年9月能登豪雨の影響により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会は、今般の豪雨の影響による被害を受けられた方で、北対協融資をご利用の方および借入資格をお持ちの方に対しまして、下記のとおり「電話相談窓口」を設置いたします。

なお、「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた方の相談窓口も引き続き設置しておりますので、お困りごとがございましたらご相談ください。

記

「電話相談窓口」の設置

窓口設置期間	令和6年9月26日から当面の間
設置場所および電話番号	札幌事務所 融資グループ 0120-404-251 （通話料無料）
設置日時	平日 9:00～17:30
対象となる方	借入資格をお持ちで令和6年9月能登豪雨の被害を受けられた方

※個別の状況に応じてご相談を承ります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人北方領土問題対策協会 札幌事務所 融資グループ

檜原（ならはら）、関（せき）、中村（なかむら） 電話：011-205-6121